

ヤスクニ・レポ 300

日本学術会議

荻野廣己(日本同盟基督教団馬込沢キリスト教会信徒)

日本学術会議法は1949年(昭和24年)1月20日に成立した。日本学術会議(以後、会議)の会員は法に基づき当会が推薦し内閣総理大臣がこれを任命する(法七条)。中曽根康弘内閣が表明(1983年)したようにこの任命は形式であって、会議の推薦に非を唱えるものではない。しかし菅義偉総理大臣は2020年2月に6名につき任命拒否した。理由は全く述べていない。任命しないどころか自民党内には直ちに新たな法案を作って現行組織を排除する準備を始め、5年間誠実な回答を示さないまま閣議決定により、4月近日に新たな日本学術会議法案を審議する予定だ。正当な拒否理由があればそれを述べてから新案を提示するのは頷ける。しかしそれを全く黙殺し、つまり知性のかけらもなく組織を撤廃する権力が発動してそして平然としている。法に真摯に向き合わず、民主政治を否定して何ら悪びれていないことに日本国の未来が萎縮し始めている危険な一面が増加する。

そもそも会議の前身組織は1920年(大正9年)設立の学術研究会議である。東大中心の学閥支配のもとに、政府及び軍に従属し、ことに戦時中には大掛かりな研究の軍事動員

も行われていた。戦後新たな学術会議法が設立した折の1949年の第1回報告にあるように「強く反省」に立っていた。前文がある。「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。」48年制定のこの法律は教育基本法(47年)、国立国会図書館法(48年)と並び憲法と同じく全文を有し、憲法を具体化するための理念を表していると言う。特色は内閣総理大臣の所轄である(法一条)ことだが、支配を受けるのではなくこれら権力から独立して職務を行い(法三条)、政府に勧告することができる(法五条)。

しかし、現行法に比べ提示される案は以上の権限が全く外されて「文化」と「平和」を謳った前文がない。代わりに強調しているのが「経済発展」である。法案(基本理念)第二条「会議は学術に関する知見が人類共有の知的資源であるとともに経済発展の基盤となるものであることを鑑み、世界の学会と連携協力して学術の向上発達及び学術に関する知見の活

用の推進を図り、持って人類社会の持続的な発展及び国民の福祉の向上に貢献するものとする。」と「経済」が突出している。

日本の学術論文数は2000年代に入り世界2位から4位に転落、注目論文は10位に後退していると言う。中国の注目論文数は8位から1位に上昇している。大学がとくに法人に改変され予算が削減、研究費は企業に成果を提供することの代償とするなど環境が劣化している。軍事や産業に結びつき「もうかる研究」の積み重ねに未来の破綻が近く。

政府は研究開発の「軍民融合」を目指してその動きを加速している。防衛研究費を倍々に増やし大学の乏しい研究費を跡目に誘惑を煽っている。しかし会議は2017年3月24日「軍事目的のための科学研究は行わない」と1950年、67年の声明の継承を表明した。

政府は軍事産業について貢献して欲しいのであるが新法律においてこれが経済発展の基盤として布石を打とうとする。会議は法人とする(案3条)、これで国家機関から外すから会議が何を勧告しようと言わせておけばいいとなる。合わせて、内閣の任命権限が強まる。総理大臣は任命に関わらないことになったが巧妙である。会員は総会の決議により行う(案

9条)が会員候補者選考委員会が選定した候補者のうちから(案29条)とあるがこの委員会は会員のほか、経済団体、その他の民間の団体等の多様な関係者から推薦を求める(30条)となっており、団体等という権力の要因が介入できる仕組みになっている。活動計画については日本学術会議評価委員会の意見を聞かなければならない(案42条)。内閣府に日本学術会議評価委員会を置く(案51条)、内閣総理大臣が任命する(4項)会議は会員予定者の候補者を内閣総理大臣に推薦する。(案附則4条)会員予定者候補者を選定する候補者選考委員は会長が任命するが、それを内閣総理大臣が指定するものと協議しなければならない(案6条5)、つまり内閣総理大臣が会員をお好みに決めあるいは拒否できる。会議は4月15日総会決議により法案修正要求を表明した。しかし政府は受け付けないと述べた。

任命拒否理由の開示を求める弁護団の調査ではこの6名の拒否は安倍政権の時から指示であったことが明らかになっている。内閣法制局長官、日銀総裁、NHK 会長らを恣意的に交代させた強権発動が大ぴらに引き継がれている。